

よつかいどう市

発行

四街道市商工会広報委員会

四街道市鹿渡895-14

TEL.043(422)2037

FAX.043(423)6941

URL <http://yotsukaido.or.jp>

商工会

2017年119号

だより

よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具

(有)山本産業 TEL (422)2620(代)
FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

◆四街道市商工会・会員加入増強運動実施中◆

引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場を有している商工業者であれば、企業規模の大小にかかわらず、どなたでも入会できます。業種・法人・個人営業等は問いません。

皆様のご加入をお待ちしております。

(お知り合いの方で商工会に未加入の方がおられましたら、ご紹介くださいます様、お願いします。)

◆商工会の主な事業は?◆

◇経営全般に関して支援を行っています。

- 融資……………日本政策金融公庫などの公的な制度融資を斡旋しています。
- 労働保険……………厚生労働大臣の認可を受け、労働保険料の申告等を委託事業主に代わって行っています。
- 記帳代行……………ネットd e 記帳という記帳システムにより、総勘定元帳、決算書作成等を支援しています。
- 専門家による支援…相談内容に合った専門家を工場やお店へ直接派遣し、実践的な支援を行います。
商工調停士を中心に、弁護士等の専門家が経営再建等のアドバイスを行います。

◇経営全般について情報や資料を提供しています。

例えば、補助金や助成金の情報をお知らせし、その申請について支援を行っています。

◇上部団体を通じて行政当局に商工施策について要望及び意見を具申しています。

◇福利厚生充実の一環として各種の共済事業を扱っています。

国の行う制度から、自家共済、提携による共済等、様々な事象に対応した共済をご用意しております。

◇美化運動や募金活動等の社会一般の福祉の増進に資する事業を行っています。

(注)支援の内容によっては、手数料が発生します。

※商工会の財源は県や市町村の補助金、会費及び手数料等による収入が活動の財源となっています。

※商工会は昭和35年施行の商工会法に基づき設立された特別民間法人です。

地区内における商工業の総合的な改善発達を図る「経済団体」と、国や県の助成を受けて、地区内の商工業者等を対象に経営改善のための事業を実施する「指導団体」という2つの性格を有する「地域総合経済団体」として、その先頭に立ち、会員の小規模企業を支援しています。

※会員事業所からご好評頂いている事業として、下記の事業があります。

①マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、商工会の推薦を受け、経営改善に必要な資金を日本政策金融公庫から無担保・無保証人でご利用できる制度です。

②小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って、今後も事業を続けていくために必要な事業(例 販路開拓)に取り組む費用の2/3を国が補助します。(最高50万円)

～既に商工会にご加入頂いている事業所の皆様も、是非、商工会をご活用ください!～